

徳島県告示第五百十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理番号		路線名	区間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
4		丸亀三好	同	同	新	三・七〇・〇	一一七・七
			三好郡東みよし町東山字 男山九六五番地先から 九六六番地先まで	旧		三・四六・五	一一七・七